

説明資料

令和3年度高齢者施設等の避難確保に関する
検討会（フォローアップ会議）第1回

資料目次

資料6-1	これまでの取組の経過	 P 2
資料6-2	これまでの取組の内容	 P 3
資料6-3	避難確保計画の作成・活用の手引き (改定版)案の概要	 P 19

これまでの取組の経過

資料6－1

「令和2年7月豪雨災害を踏まえた高齢者福祉施設の避難確保に関する検討会」

計3回開催(令和2年10月～令和3年3月)

- ・ 高齢者福祉施設の避難の実効性を高める方策等についてとりまとめ

施設管理者等自らによる点検の実施と改善について通知(国交省、厚労省)

令和3年度出水期に備え、社会福祉施設の避難確保計画の緊急点検の実施を要請(令和3年2月24日)

令和3年5月10日流域治水関連法公布

改正水防法・改正土砂災害警戒区域等における土砂災害の防止対策の推進に関する法(以下、「土砂災害防止法」という)
施行(7月15日) 避難訓練報告の義務化、市町村による助言・勧告制度の創設
改正特定都市河川浸水被害対策法施行(11月1日) 浸水被害防止区域制度の創設

要配慮者利用施設の避難の実効性確保について通知(チェックリスト等を関係省庁連名にて通知)

- ・ 学校における避難確保計画作成の徹底及び避難の実効性確保について(6月21日通知)
- ・ 社会福祉施設における避難の実効性確保に関する取組み等について(6月25日通知)
- ・ 医療施設における避難の実効性の確保及び防災対策の実態把握について(7月6日通知)

要配慮者利用施設の避難確保計画に関する市町村職員向け研修会の実施

- ・ 計8回実施(令和3年7月26日、28日、29日)

避難確保計画の早期作成について再通知

- ・ 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成および避難訓練の実施の更なる促進について(10月1日通知)

施設管理者等自らによる点検結果の共有と避難の実効性確保の取組促進について通知

- ・ 社会福祉施設の管理者等による避難確保計画の緊急点検の実施結果の共有及び避難の実効性確保の取組促進について(10月6日通知)

1. 水防法に基づく要配慮者利用施設の避難確保計画の作成状況(令和3年9月末時点)
2. 土砂災害防止法に基づく要配慮者利用施設の避難確保計画の作成状況(令和3年9月末時点)
3. 要配慮者利用施設の利用者に係る避難確保措置の見直し(水防法等の改正)
4. 浸水被害防止区域制度の創設(特定都市河川浸水被害対策法の改正)
5. 社会福祉施設における避難の実効性確保、個別避難計画との連携(国交省、厚労省、内閣府、消防庁の連携)
6. 学校における避難の実効性確保(国交省、文科省の連携)
7. 医療施設における避難の実効性確保(国土交通省、厚生労働省の連携)
8. 社会福祉施設の管理者自らによる避難確保計画の緊急点検の結果と対応
9. 要配慮者利用施設の避難確保計画に関する市町村職員向け研修会の実施
10. 日頃からの備えと業務継続に向けた取組の推進
11. 介護施設等における防災リーダー養成等支援事業
12. 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金

水防法に基づく要配慮者利用施設の避難確保計画の作成状況 (令和3年9月末時点)

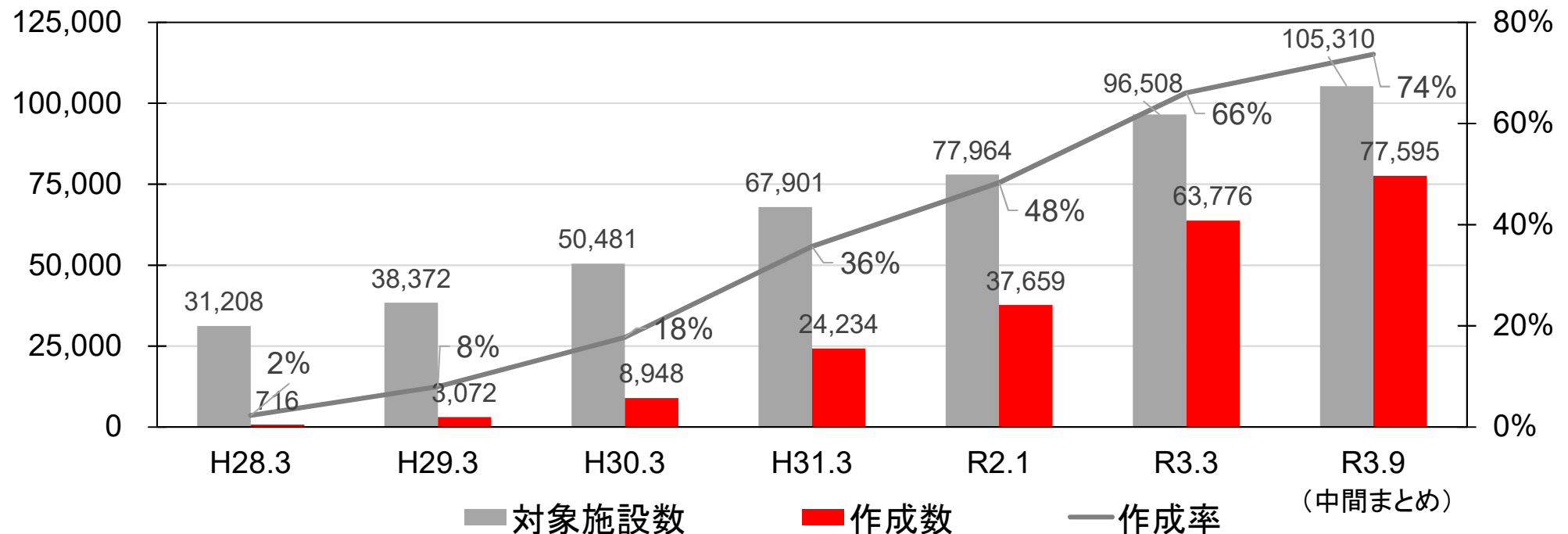
令和3年11月30日公表

- 令和3年9月末時点で、対象施設※は105,310施設、うち計画作成済みは77,595施設(約74%)。
 - 前回調査の令和3年3月末から6ヶ月間で13,819施設増え、作成率は66%から8ポイント増加。
- ※市町村の地域防災計画に定めた要配慮者利用施設

令和3年9月末時点

区分	対象施設	計画作成済み	作成率
要配慮者利用施設	105,310	77,595	74%
うち社会福祉施設	85,209	63,519	75%

要配慮者利用施設の避難確保計画の作成推移

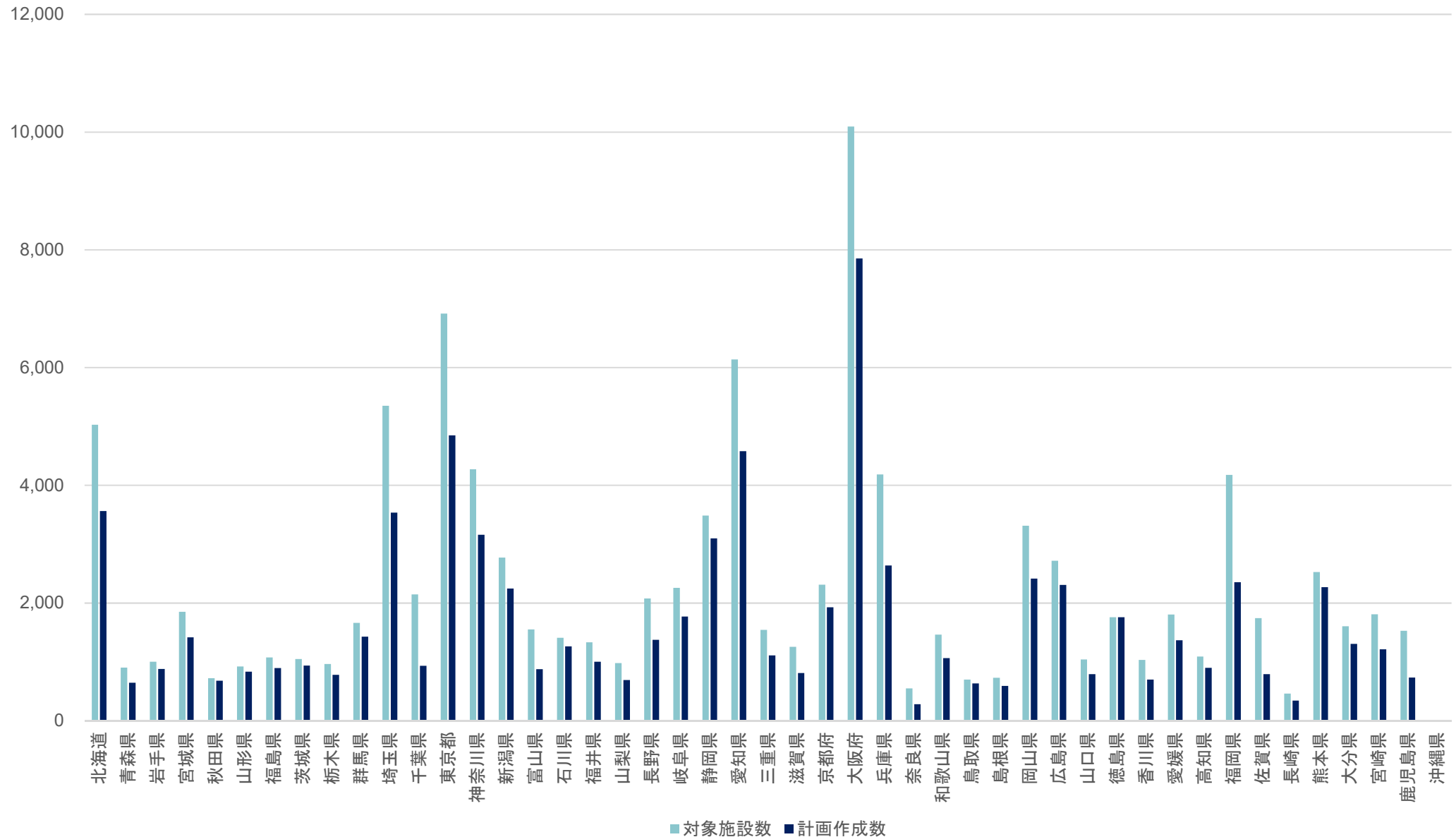


水防法に基づく要配慮者利用施設の避難確保計画の作成状況(都道府県別)

(令和3年9月末時点)

令和3年11月30日公表

○ 要配慮者利用施設における避難確保計画は、令和3年9月30日時点で対象105,310施設のうち、作成済みは77,595施設となっており作成率は約74%である。



土砂災害防止法に基づく要配慮者利用施設の避難確保計画の作成状況
(令和3年9月末時点)

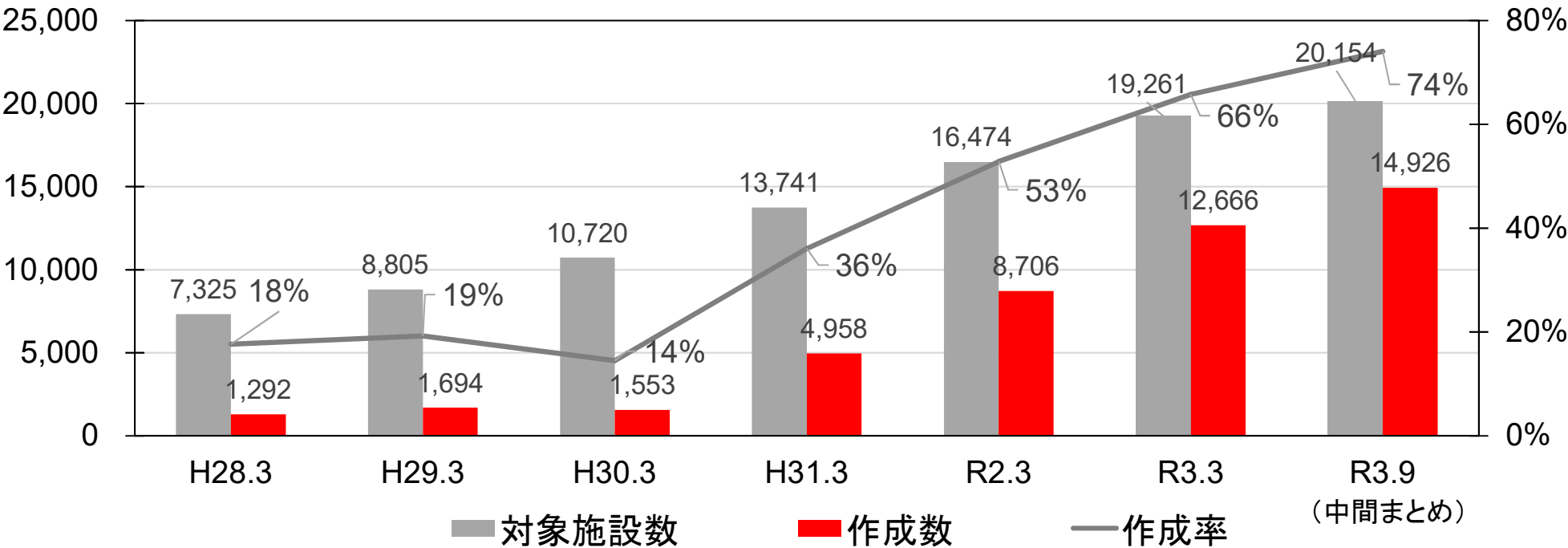
令和3年12月15日公表

- 令和3年9月末時点で、対象施設※は20,154施設、うち計画作成済みは14,926施設(約74%)。
 - 前回調査の令和3年3月末から6ヶ月間で2,260施設増え、作成率は66%から8ポイント増加。
- ※市町村の地域防災計画に定めた要配慮者利用施設

令和3年9月末時点

区分	対象施設	計画作成済み	作成率
要配慮者利用施設	20,154	14,926	74%
うち社会福祉施設	13,720	10,308	75%

要配慮者利用施設の避難確保計画の作成推移

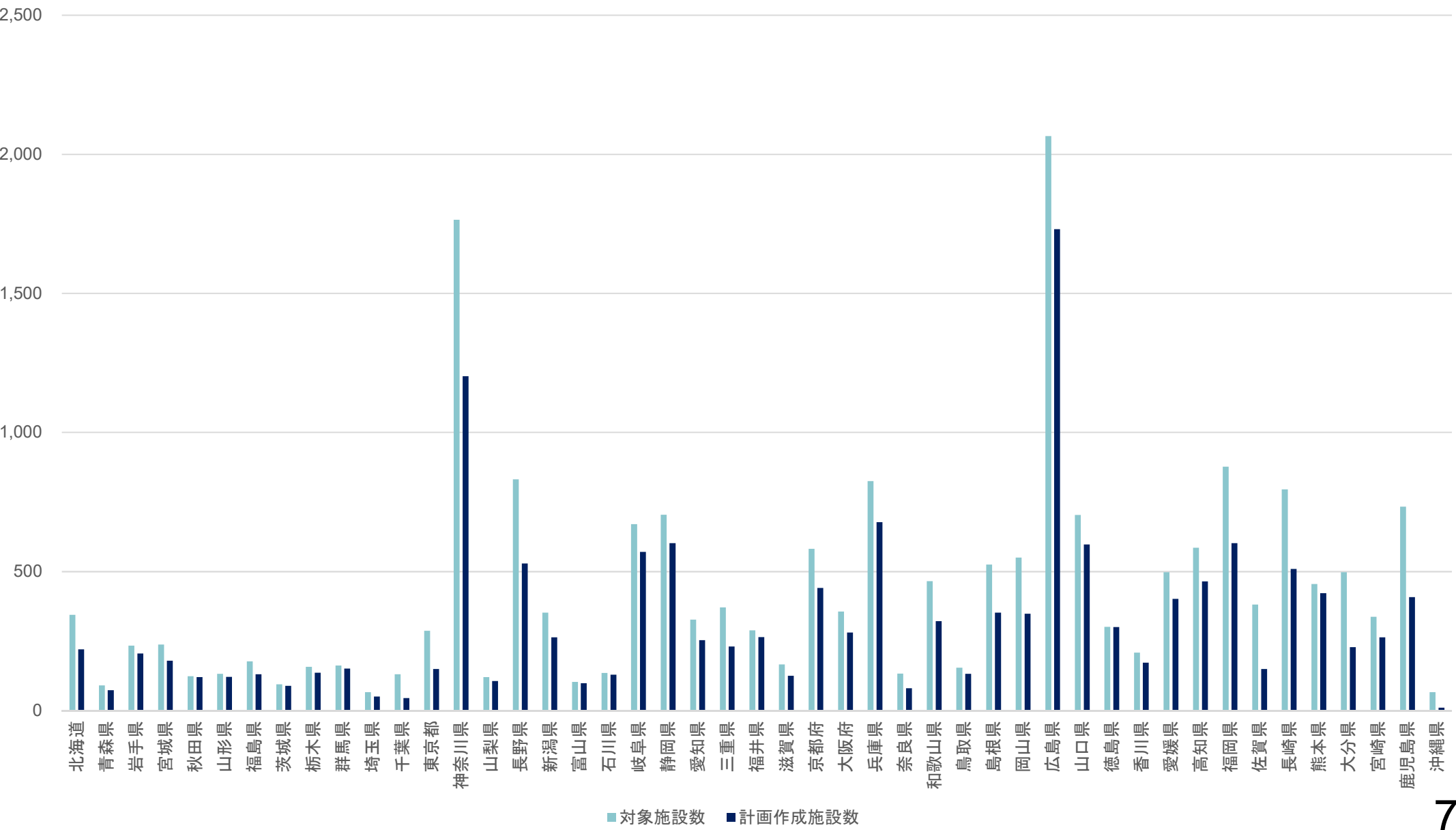


土砂災害防止法に基づく要配慮者利用施設の避難確保計画の作成状況(都道府県別)

(令和3年9月末時点)

令和3年12月15日公表

○ 要配慮者利用施設における避難確保計画は、令和3年9月30日時点で対象20,154施設のうち、作成済みは14,926施設となっており作成率は約74%である。



要配慮者利用施設の利用者に係る避難確保措置の見直し

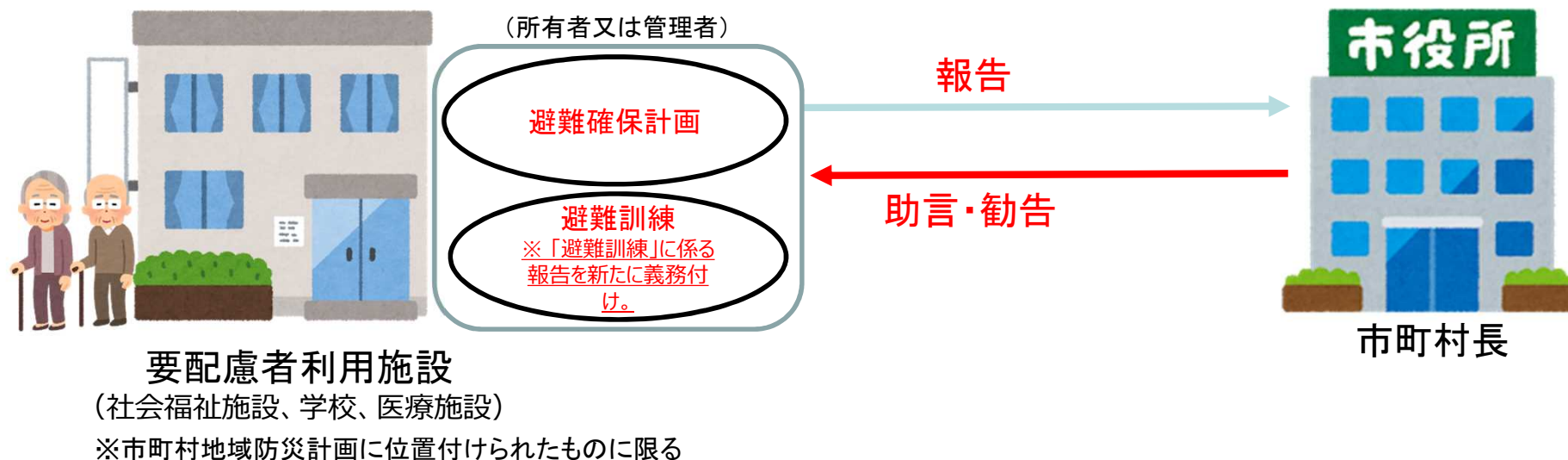
R3. 7. 15施行
水防法・土砂災害防止法

- 昨今の水災害発生時の被害状況を踏まえ、高齢者等の避難困難者が利用する要配慮者利用施設に係る避難計画や避難訓練の内容について、市町村による適切性の確認や助言・勧告を通じた避難実効性の確保を図る必要。

【改正概要】

- 市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が作成し、市町村に報告することとされている避難確保措置に関する計画（避難確保計画）について、報告を受けた市町村長による計画内容に係る助言・勧告制度の創設
- 要配慮者利用施設の所有者等の実施義務とされている避難訓練について、市町村長への訓練結果の報告を義務付け、報告を受けた市町村長による訓練内容に係る助言・勧告制度の創設

【要配慮者利用施設の避難確保措置のイメージ】

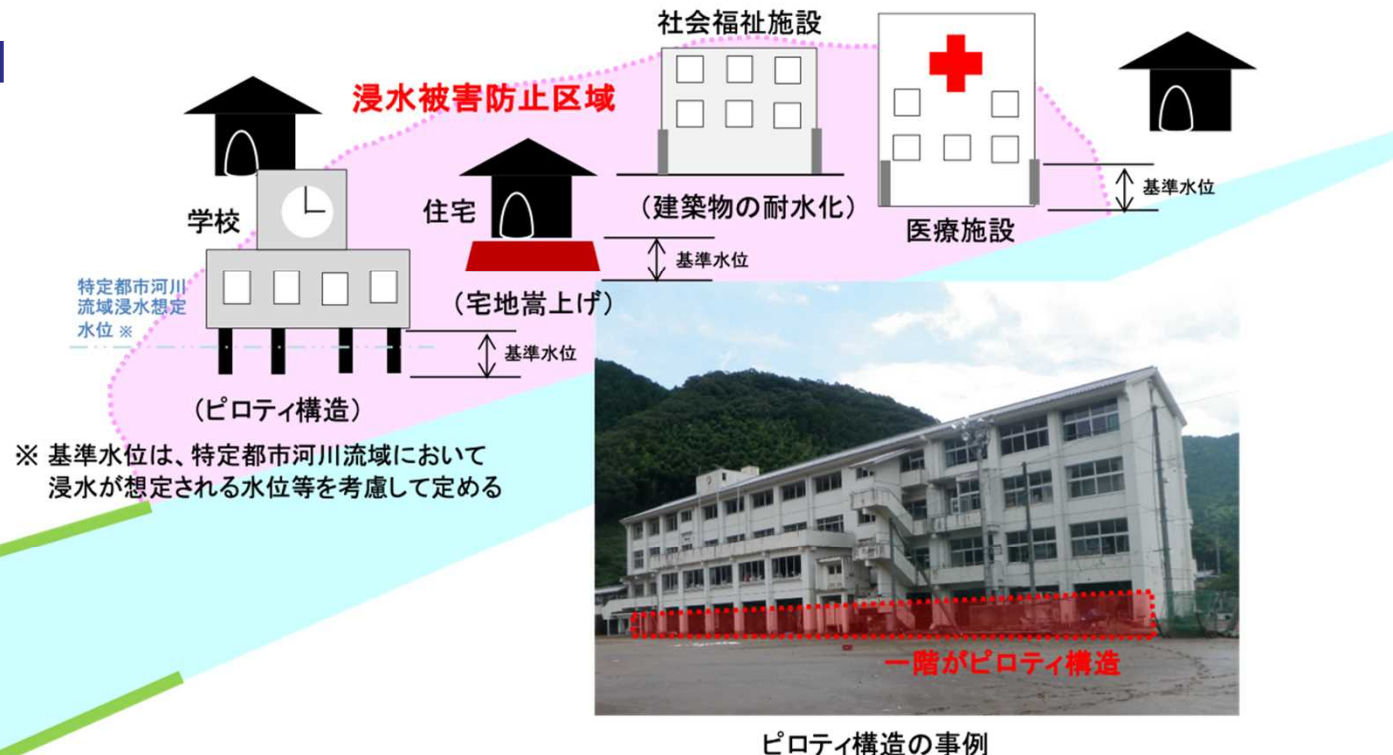


浸水被害防止区域制度の創設

R3.11.1 施行 特定都市河川浸水被害対策法

- 高齢者等の要配慮者の方をはじめとする人の生命・身体を保護するため、洪水が発生した場合に著しい危害が生ずるおそれがある区域を、都道府県知事が市町村長からの意見聴取等を実施した上で、「浸水被害防止区域」として指定し、開発規制・建築規制を措置することができる。
- 開発規制については、住宅(非自己)・要配慮者施設等の盛土・切土等を伴う開発行為を対象に、洪水等に対する土地の安全上必要な措置が講じているか事前許可が必要。
(あわせて都市計画法における開発の原則禁止の区域(レッドゾーン)に追加。また防災集団移転促進事業の移転対象区域に追加。)
- 建築規制については、住宅(自己・非自己)・要配慮者施設等の建築行為を対象に、居室の床面を基準水位以上、洪水等に対して安全な構造としているか等の事前許可が必要。
- なお、河道又は洪水調節ダムの整備の実施などにより指定を解除することができる。

【浸水被害防止区域のイメージ】



社会福祉施設における避難の実効性確保、個別避難計画との連携 (国交省、厚労省、内閣府、消防庁の連携)

令和3年6月25日
4省庁連名通知

- 関係省庁が連携し、高齢者施設や障害者施設の避難の実効性確保に取り組むとともに、避難確保計画と個別避難計画の連携を図り、高齢者や障害者等の切れ目のない避難支援を実施。

国交省

厚労省

内閣府

消防庁

- 避難確保計画の作成と訓練実施の徹底
- 避難の実効性を確保するための避難確保計画のチェックリストの提供

- 高齢者や障害者等の情報を確実に把握するための仕組みの構築

(令和3年6月25日 4省庁連名通知)

社会福祉施設

施設入所から在宅サービスに移行

自宅

- 避難確保計画の作成（義務）
- 避難訓練の実施（義務）

報告（義務）

助言・勧告

市町村

市役所

- 避難行動要支援者名簿の更新
- 個別避難計画の作成（努力義務）

福祉の担当部局

情報共有

避難行動要支援者名簿の
担当部局

施設から在宅に移行する場合の情報提供（協力）

学校における避難の実効性確保 (国交省、文科省の連携)

令和3年6月21日
国交省・文科省連名通知

- 各学校において「危機管理マニュアル」と「避難確保計画」を作成するとともに、チェックリストを活用した計画の見直しや、市町村の教育委員会と防災部局の連携による支援を実施。

国交省

文科省

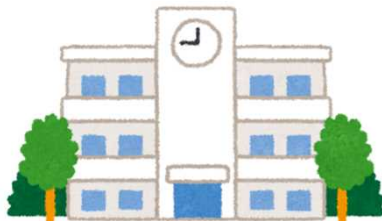
- 避難確保計画の作成と訓練実施の徹底
(令和3年6月21日 国交省・文科省連名通知)

- 学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドラインの提供
※避難の実効性確保のためのチェックリストを含む



水防法等

学校



既存の「危機管理マニュアル」に避難確保計画の項目を加えることで代替が可能

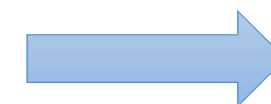


文科省通知

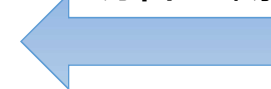


- 避難確保計画の作成（義務）
 - 避難訓練の実施（義務）
- 文科省が示したチェックリストを活用して避難の実効性を確保

報告（義務）



助言・勧告



市町村

市役所



教育委員会

連携

土木部局

防災部局

医療施設における避難の実効性確保 (国土交通省、厚生労働省の連携)

令和3年7月6日
国交省・厚労省連名通知

- 各医療施設において「避難確保計画」を作成するとともに、チェックリストを活用した計画の見直しや、都道府県や市町村の衛生部局と防災部局等の連携による支援を実施。

国土交通省

厚生労働省

- 避難確保計画の作成、訓練実施の徹底
- 避難確保計画のチェックリストの提供

- 避難確保計画の作成対象となる医療施設における防災対策の実態把握 など

(令和3年7月6日 国交省・厚労省連名通知)

医療施設

- 避難確保計画の作成
(水防法上の義務)
- 避難訓練の実施
(水防法上の義務)



厚労省と共同で作成したチェックリストを活用して避難の実効性を確保

項目	確認事項	実施状況	備考
1	避難確保計画の作成		
2	避難確保計画の見直し		
3	避難訓練の実施		
4	避難確保計画の周知		
5	避難確保計画の策定		
6	避難確保計画の策定		
7	避難確保計画の策定		
8	避難確保計画の策定		
9	避難確保計画の策定		
10	避難確保計画の策定		
11	避難確保計画の策定		
12	避難確保計画の策定		
13	避難確保計画の策定		
14	避難確保計画の策定		
15	避難確保計画の策定		
16	避難確保計画の策定		
17	避難確保計画の策定		
18	避難確保計画の策定		
19	避難確保計画の策定		
20	避難確保計画の策定		

市町村

報告 (義務)

助言・勧告

市役所

都道府県・市町村
衛生部局

連携

土木部局

防災部局

〇〇病院
業務継続
計画
(BCP)

避難確保
計画に関
する項目
を追加

〇〇病院
業務継続
計画・避難
確保計画

BCPを作成している医療施設については、既存のBCPに避難確保計画に関する項目を加えたうえで、避難確保計画として市町村に報告することも可能(別途通知を発出し整理する予定)(厚労省では、医療機関のBCP策定に必要なノウハウ等を習得するための研修を毎年度開催しており、同研修には避難確保計画の作成義務に関する内容も含まれている)

社会福祉施設の管理者自らによる避難確保計画の緊急点検の結果と対応

令和3年10月6日通知

【点検結果の概要】

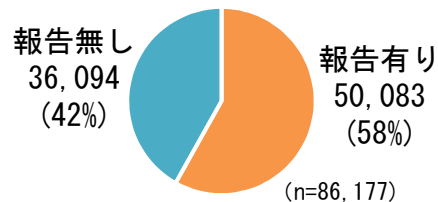
○ 約6割の施設から点検報告があり、95%の施設が適切な避難先を確保していること等を確認。

【対応方針】

- 管理者自らの点検の結果、「対応できていない」項目については、市町村による助言・勧告制度を適宜活用して改善を図ること。
- 点検報告がなされていない施設については、訓練結果の報告時に「チェックリスト」の提出を求め、避難の実効性を確認し、改善が必要な場合は、市町村による助言・勧告制度を適宜活用して改善を図ること。

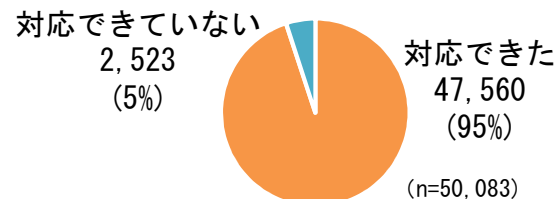
■ 管理者自らによる緊急点検の結果（概要）

1. 点検完了報告の有無



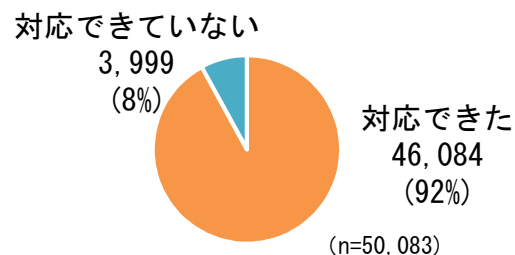
2. 適切な避難先の確保

(安全が確保できる垂直避難先を含む)



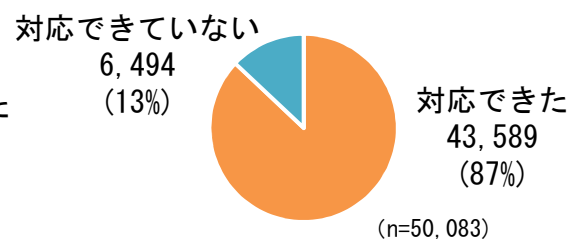
3. 避難開始のタイミング

(避難に要する時間も考慮)



4. 避難支援要員の確保

(職員＋外部支援者)



■ 緊急点検の実施概要

- 調査対象：全国の社会福祉施設
- 実施時期：令和3年6月
- 実施手法：点検票を配布し、結果報告を依頼（都道府県を通じて依頼）
- 対象施設数：86,177施設
- 報告施設数：50,083施設

■ 緊急点検の過程で市町村が施設にアドバイスした内容（例）

- 洪水の避難先について、浸水区域を避けた避難経路の検討と、より安全に避難できる避難所を選択するよう助言。
- 市への連絡について、避難開始時と完了時の連絡が望ましいが、余裕がない状況の時は完了時のみの連絡でよいと助言。
- 家屋等倒壊氾濫区域に立地している施設について、立退き避難することや警戒レベル3「高齢者等避難」での避難開始が必要と助言。
- 避難確保計画について、非常災害対策計画に避難確保計画に必要な内容を加えることによって、避難確保計画とすることができると助言。

要配慮者利用施設の避難確保計画に関する市町村職員向け研修会の実施

令和3年7月26日から7月29日開催

- 水防法及び土砂災害防止法の改正により、要配慮者利用施設の避難確保計画に関し、施設へ市町村が助言・勧告できる制度が創設されたことから、市町村職員に対する技術的な支援として、避難確保計画のチェック方法や助言・勧告にあたっての留意点を周知するための研修会を実施した。(参加できなかった市町村にも後日研修動画を提供)
- 研修会には、全国約900の市町村の防災、福祉、土木、教育部局の職員が参加した。

■研修会(web会議)の実施状況



■研修会の実施日程、アクセス数(1市町村1アクセスで参加)

回数	開催日時	割振り自治体	アクセス数
第1回	7月26日	北海道内の市町村	51
第2回		青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県内の市町村	100
第3回	7月28日	新潟県、富山県、石川県、長野県、茨城県、栃木県、群馬県内の市町村	117
第4回		埼玉県、東京都、神奈川県、千葉県、山梨県の市町村	147
第5回		岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、沖縄県内の市町村	113
第6回	7月29日	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県内の市町村	136
第7回		鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県の市町村	128
第8回		福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県の市町村	123
合計		915	

■研修会内容

- 要配慮者利用施設の避難確保計画の制度(法改正を含む)
- 避難の実効性確保するための留意点
- 避難確保計画のチェック方法、助言・勧告の留意点
- 災害対策基本法改正による避難行動要支援者に対する避難支援等 ※内閣府防災から説明

■市町村からの主な質問(関心事項)

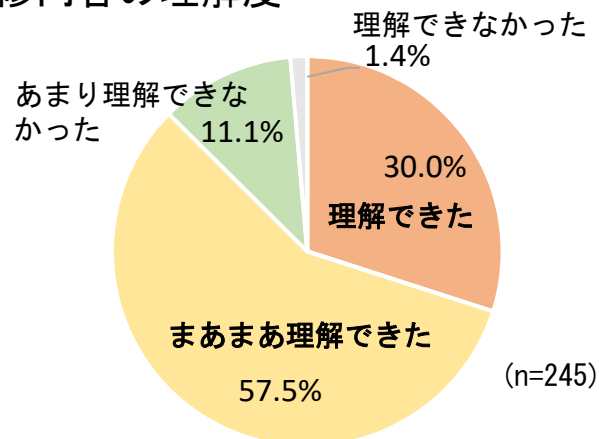
- ・ 避難確保計画の作成期限(令和3年度末目標)
- ・ チェックリストの使い方
- ・ 避難訓練の実施状況の今後のフォローアップ調査の有無
- ・ 介護保険法に基づく非常災害対策計画と避難確保計画の一体的な作成に関する事項 等

要配慮者利用施設の避難確保計画に関する市町村職員向け研修会のアンケート結果

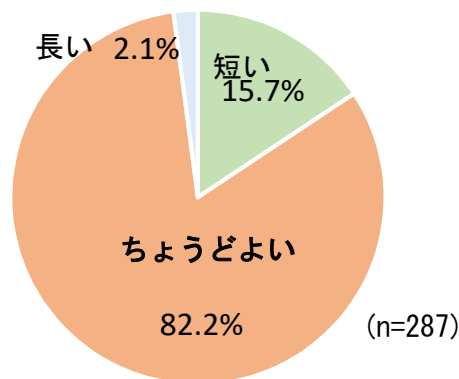
令和3年7月26日から7月29日開催

- 研修内容の理解度について、「理解できた」、「まあまあ理解できた」と回答した者が約88%であった。
- 説明時間については、「ちょうどよい」と回答した者が約82%であった。
- 「今後も研修会を開催してほしい」と回答した者が約73%であった。
- 受講したい研修内容は、「助言・勧告を行う際の留意点等に関するもの」が最も多く、次いで「避難訓練の内容に関するもの」であった。
- 希望する研修方法は、「オンライン研修」が最も多く、次いで「研修動画の公開又は配布」であった。

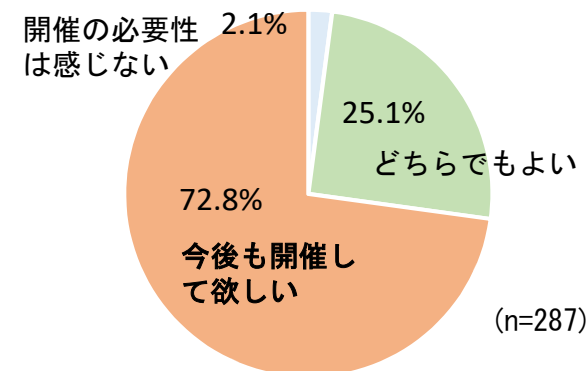
1 研修内容の理解度



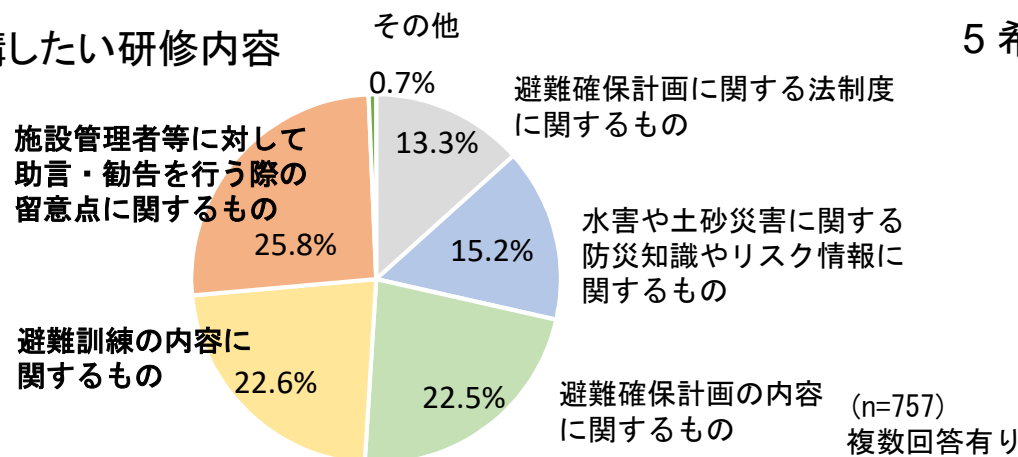
2 研修会での説明時間



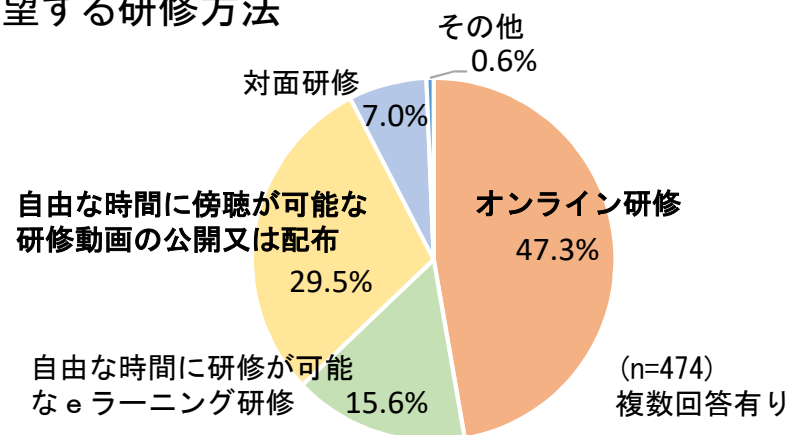
3 今後の研修会の必要性



4 受講したい研修内容



5 希望する研修方法



感染症対策の強化【全サービス】

- 介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、以下の取組を義務づける。【省令改正】
 - ・施設系サービスについて、現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練（シミュレーション）の実施
 - ・その他のサービスについて、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等
- (※3年の経過措置期間を設ける)

業務継続に向けた取組の強化【全サービス】

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づける。【省令改正】
- (※3年の経過措置期間を設ける)

介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン

❖ ポイント

- ✓ 各施設・事業所において、新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応や、それらを踏まえて平時から準備・検討しておくべきことを、サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理。
- ✓ ガイドラインを参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、それらの内容を記載することでBCPが作成できるよう、参考となる「ひな形」を用意。

❖ 主な内容

- ・ BCPとは ・ 新型コロナウイルス感染症BCPとは（自然災害BCPとの違い）
- ・ 介護サービス事業者に求められる役割 ・ BCP作成のポイント
- ・ 新型コロナウイルス感染（疑い）者発生時の対応等（入所系・通所系・訪問系） 等



掲載場所：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

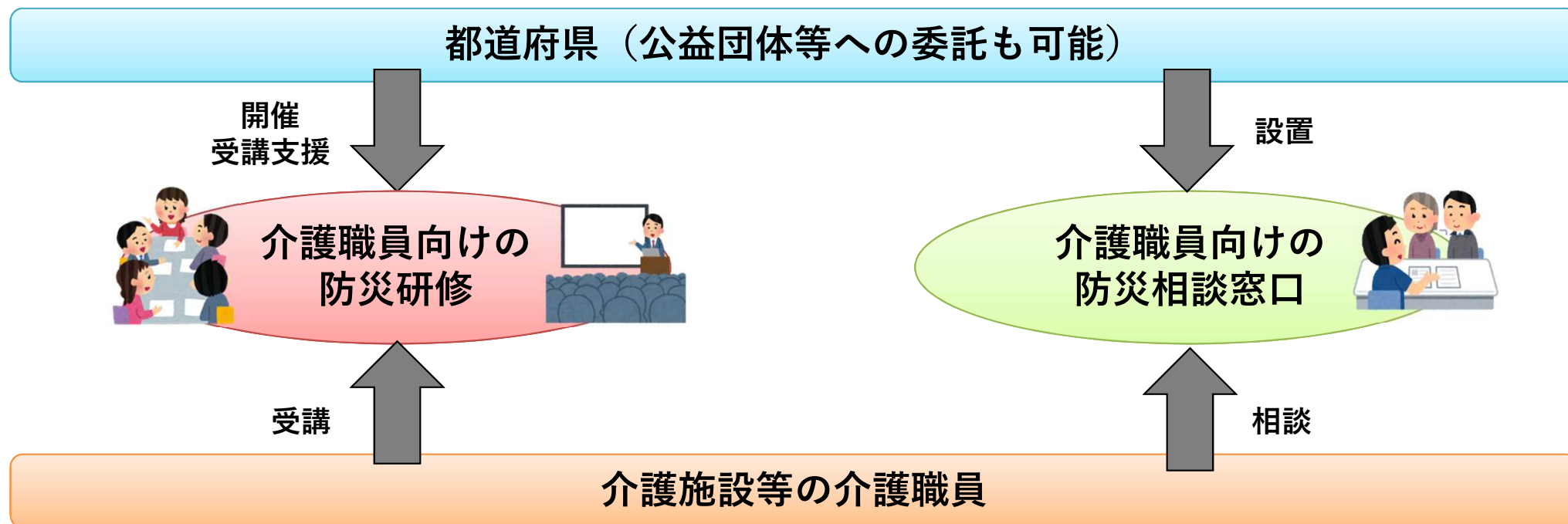
災害への地域と連携した対応の強化【通所系サービス、短期入所系サービス、特定、施設系サービス】

- 災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）が求められる介護サービス事業者（通所系、短期入所系、特定、施設系）を対象に、小多機能等の例を参考に、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。【省令改正】

介護施設等における防災リーダー養成等支援事業 (地域医療介護総合確保基金の事業メニュー)

- 介護施設等は、自力避難困難な方が多く利用されていることから、利用者の安全を確保するため、災害に備えた十分な対策を講じることが必要である。
- 介護施設等の介護職員については、災害発生時において、現場で避難のタイミング等を判断することが必要となるため、防災知識の習得などが求められる。
- そのため、介護職員向けの防災研修を都道府県が行うことや、公益団体等が実施する介護職員向けの防災研修の受講を支援する。
- また、都道府県において、介護施設等から、防災に関する相談を受けるための「防災相談窓口」を設置することを支援する。

【事業イメージ】



地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金

令和3年度予算：12億円
(令和2年度予算額：12億円(令和2年度第3次補正予算：42億円))

高齢者施設等の防災・減災対策を推進するため、**スプリンクラー**設備等の整備、**耐震化改修・大規模修繕等**のほか、**非常用自家発電・給水**設備の整備、**水害対策に伴う改修等**、倒壊の危険性のある**ブロック塀**等の改修の対策を講じる。

① 既存高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業

- 高齢者施設等については、火災発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所しているため、消防法令の改正に伴い、新たにスプリンクラー設備等の整備が必要となる施設に対して、その設置を促進

施設種別	補助率	上限額	下限額
軽費老人ホーム、有料老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊を伴う事業 ※定員のうち要介護3～5の入居者が半数以上を占める場合等、「避難」が困難な要介護者を主として入居させるもの」に該当する施設	定額補助	○スプリンクラー設備(1,000㎡未満) ・スプリンクラー設備を整備する場合 9,710円/㎡ ・消火ポンプユニット等の設置が必要な場合 9,710円/㎡+2,440千円/施設 ○自動火災報知設備 1,080千円/施設(300㎡未満) ○消防機関へ通報する火災報知設備 325千円/施設(500㎡未満)	なし

② 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業

※「等」には、非常用自家発電機設備の設置も含まれる。

- 高齢者施設等の利用者等の安全・安心を確保するため、耐震化改修、水害対策に伴う改修等や施設の老朽化に伴う大規模修繕等(※)を促進

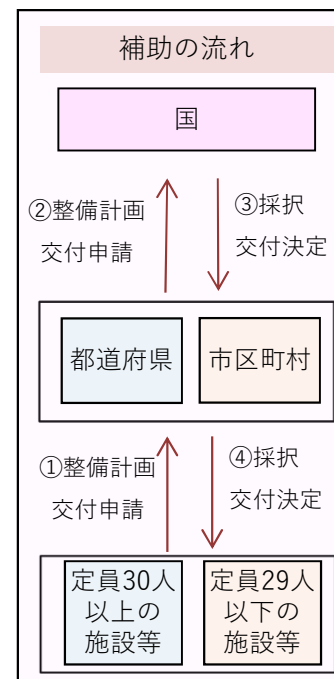
施設種別(※「小規模」とは、定員29人以下のこと。以下同じ)	補助率	上限額	下限額
小規模特別養護老人ホーム、小規模介護老人保健施設、小規模ケアハウス、小規模介護医療院	定額補助	1,540万円/施設	80万円/施設
小規模養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所 等		773万円/施設	ただし、非常用自家発電設備はなし

③ 高齢者施設等の非常用自家発電・給水設備整備事業・水害対策強化事業

- 高齢者施設等が、災害による停電・断水時にも、施設機能を維持するための電力・水の確保を自力でできるよう、非常用自家発電設備(燃料タンクを含む)、給水設備(受水槽・地下水利用給水設備)の整備、水害対策に伴う改修等を促進

非常用自家発電設備(i) 水害対策に伴う改修等(ii)	施設種別	補助率	区分	上限額	下限額
	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院	国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4	i	なし	総事業費500万円/施設
			ii	なし	総事業費80万円/施設

給水設備	施設種別	補助率	上限額	下限額
	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院 小規模特別養護老人ホーム、小規模介護老人保健施設、小規模軽費老人ホーム、小規模養護老人ホーム、小規模介護医療院 認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所 等	国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4	なし	なし



④ 高齢者施設等の安全対策強化事業・換気設備設置事業

- 災害によるブロック塀の倒壊事故等を防ぐため、高齢者施設等における安全上対策が必要なブロック塀等の改修を促進。
また、風通しの悪い空間は感染リスクが高いことから、施設の立地等により窓があっても十分な換気が行えない場合等にも定期的に換気できるよう、換気設備の設置※を促進。 ※地域医療介護総合確保基金を活用して令和2年度第1次補正予算から実施していた事業を移行

管	施設種別	補助率	上限額	下限額
ブロック塀等の改修	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、老人デイサービスセンター 等	国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4	なし	なし
換気設備	入所系の介護施設・事業所	定額補助	4,000円/㎡	なし

避難確保計画の作成・活用の手引き(改定版)案の概要

「避難確保計画作成の手引き」の改定経緯

令和2年度

- H29年1月 避難確保計画作成の手引き(津波) 策定
- H29年6月 避難確保計画作成の手引き(洪水・内水・高潮) 策定
避難確保計画作成の手引き(土砂災害) 策定
- R 2年6月 避難確保計画作成の手引き 改定
※洪水・内水・高潮、土砂災害、津波と対象になる災害別に分かれていた手引きを統合

◆ R2年7月 令和2年7月豪雨

- ・熊本県球磨村の高齢者福祉施設が被災



◆ R2年10月～令和3年3月

「令和2年7月豪雨災害を踏まえた高齢者福祉施設の避難確保に関する検討会※」

- ・高齢者福祉施設の避難の実効性を高める方策等についてとりまとめ

令和3年度

◆ R3年5月 水防法・土砂災害防止法、災害対策基本法 改正

- ・避難訓練報告の義務化、市町村による助言・勧告制度の創設
- ・避難行動要支援者の個別避難計画の作成が努力義務化

◆ R3年12月～

「令和3年度高齢者施設等の避難確保に関する検討会(フォローアップ会議)」

- ・避難確保計画の作成・活用の手引きの検討

- R4年春頃(公表予定) 避難確保計画の作成・活用の手引き(改定版)の公表

「避難確保計画の作成・活用の手引き」の改定案(骨子)

避難確保計画作成の手引き(R2.6)

1. 1 表紙・目次

- (1)対象となる災害
- (2)対象となる災害リスクに関する情報の入手

1. 2 計画の目的等

- (1)計画の目的
- (2)計画の報告
- (3)施設利用者(要配慮者)の把握
- (4)施設職員の把握
- (5)事前休業の判断について

1. 3 防災体制

- (1)防災体制、活動内容及び活動要員
- (2)防災体制確立の判断基準の設定
- (3)防災体制の役割分担
 - ①緊急時の職員配置と参集体制
 - ②緊急時の防災体制の確立の手順と体制ごとの活動内容
 - ③災害の発生が予想される場合に検討すること

1. 4 情報収集・伝達

- (1)情報収集
- (2)情報伝達
- (3)施設職員間や施設の内外との連絡体制の整備

1. 5 避難誘導

- (1)避難行動に備えて事前に備えておくべき事項
- (2)避難場所の検討

1. 6 避難の確保を図るための施設の整備

1. 7 防災教育及び訓練の取組

1. 8 対応別避難誘導一覧表

1. 9 施設周辺の避難地図の作成方法

避難確保計画の作成・活用の手引き

第1章 避難確保計画の基本構成と留意点

第2章 基本的な事項

- (1)計画の目的
- (2)施設の概要
- (3)施設が有する災害リスク

第3章 防災体制に関する事項

- (1)防災体制の種類とその確立基準
- (2)事前休業の有無と実施基準
- (3)防災体制確立時の組織構成と役割分担
- (4)防災体制確立時の要員配置
- (5)情報収集と情報伝達

第4章 避難誘導に関する事項

- (1)避難先の考え方
- (2)避難先
- (3)避難経路
- (4)避難方法
- (5)避難に要する時間と避難開始基準
- (6)緊急安全確保の方法

第5章 避難の確保を図るための施設の整備に関する事項

- (1)避難に必要な設備とその確保
- (2)避難に必要な装備品や備蓄品とその確保

第6章 防災教育及び訓練の実施に関する事項

- (1)避難確保計画の周知
- (2)防災教育の実施
- (3)避難訓練の実施
- (4)避難訓練結果の振り返りと避難確保計画の見直し
- (5)市町村への避難訓練結果の報告

第7章 自衛水防組織の業務に関する事項(任意)

第8章 避難確保計画のチェックポイントと地方公共団体の体制

第9章 避難訓練の実施ガイド

第10章 タイムライン作成ガイド

第11章 付属資料(避難確保計画の様式集、訓練計画の様式集 等)

※赤文字は追加項目

第1章 避難確保計画の基本構成と留意点

【検討会成果の反映のポイント】

- 避難確保計画は、非常災害対策計画（社会福祉施設）や危機管理マニュアル（学校）、消防計画と一体的に作成することが可能である。
- 計画の内容を施設職員や施設利用者の家族などの避難支援協力者へ周知することが重要である。
- 避難訓練を年1回以上実施し、訓練結果を市町村へ報告するとともに、訓練結果を踏まえて計画を適宜見直すことが重要である。
- 施設職員や避難支援協力者が計画の内容をわかりやすく理解するためにはタイムラインを作成しておくことが有効である。

【災害対策基本法に基づく個別避難計画との連携】

- 利用者が入所から在宅サービスに移行した場合は、市町村の避難行動要支援者名簿の担当部局に連絡することで、「個別避難計画」との連携強化を図る。

項目	記載のポイント
(1) 避難確保計画の基本構成	・ 避難確保計画の全体構成について説明。
(2) 避難確保計画に関する留意点	・ 避難確保計画を作成又は変更した場合は、市町村に報告する必要があることを明記。 ・ 避難確保計画は、非常災害対策計画（高齢者施設等）や危機管理マニュアル（学校）、消防計画と一体的に作成することができることを明記。 ・ 避難確保計画を市町村に報告する際は、チェックリストを添付することを明記。 ・ <u>タイムラインを作成しておくことが避難の実効性を高める上で有効であり、推奨することを明記。</u> ・ 避難確保計画は、施設職員や避難支援協力者に周知するとともに、施設利用者及び施設利用者の家族に周知することが重要であることを明記。 ・ <u>年一回以上の訓練の実施が必要であり、結果を市町村に報告する必要があることを明記。</u> ・ <u>訓練の結果を踏まえて、避難確保計画を適宜見直すことが重要であることを明記。</u> ・ <u>施設利用者が入所から在宅サービスに移行した場合は、市町村の避難行動要支援者名簿の担当部局に連絡する必要があることを明記。</u>

第2章 基本的な事項

【検討会成果の反映のポイント】

- 施設が有する自然災害のリスクを適切に把握することが重要であり、対象となる災害の種類を記載するとともに、浸水深や浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域の該当の有無など明記する必要がある。
- 通所利用や入所利用といった利用形態に分けた利用者数や職員数など施設の概要を計画に記載する必要がある。

項目	記載のポイント
(1)計画の目的	・ 避難確保計画の目的に加えて、計画の対象とする災害の種類、対象災害を規定している法令を記載するよう明記。
(2)施設の概要	・ 通所利用や入所利用といった利用形態に分けた利用者数や職員数など施設の概要を記載するよう明記。
(3)施設が有する災害リスク	・ 洪水や土砂災害など想定される災害の種類や洪水等においては浸水深、浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域の該当の有無、津波においては想定される最大浸水深又は基準水位、津波到達時間、土砂災害においては土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域のどちらに該当するか等、施設の災害リスクを具体的に記載するよう明記。

第3章 防災体制に関する事項

【検討会成果の反映のポイント】

- 班体制（情報連絡班、避難誘導班、装備品等準備班等）の役割分担を定めるとともに、全体を指揮する統括指揮者や各班のリーダー等を定める必要がある。

項目	記載のポイント
(1) 防災体制に関する事項	大雨時に施設がとる体制の種類（注意体制、警戒体制、非常体制等）とその体制をとる基準を記載するよう明記。
(2) 事前休業の有無と実施基準	通所型社会福祉施設や学校、病院について、<u>事前休業を実施する場合には、その判断基準を記載するよう明記。</u>
(3) 防災体制確立時の組織構成と役割分担	- 班体制（情報連絡班、避難誘導班、装備品等準備班等）や<u>各班の役割を記載するよう明記。</u> - 統括指揮者を定めるよう明記。

第3章 防災体制に関する事項

【検討会成果の反映のポイント】

- 所定時間内に避難を完了させるための人員配置が重要である。
- 休日や夜間など必要な施設職員を確保できない場合に備えて、外部の避難支援協力者（地域住民、施設利用者の家族、地元企業等）を確保することが重要である。
- 避難先の開設状況の把握方法などを定めておく必要がある。
- 施設職員や避難支援協力者、市町村等への情報伝達の内容やタイミングなどを定めておく必要がある。

項目	記載のポイント
(4) 防災体制確立時の要員配置	・ <u>所要時間内に避難完了させるための人員配置が必要であることを明記。</u> ・ <u>外部の避難支援協力者（地域住民、施設利用者の家族、地元企業等）を確保することが有効であることを明記。</u> ・ <u>休日や夜間の人員確保に留意が必要であることを明記。</u> ・ <u>体制に応じた参集要員と参集タイミングを記載するよう明記。</u>
(5) 情報収集と情報伝達	・ 収集する情報の種類やタイミング、伝達先等を記載するよう明記。 ・ <u>施設職員や避難支援協力者、市町村等への情報伝達の内容、タイミング等（避難開始、避難完了、緊急事態発生等）を記載するよう明記。</u> ・ <u>指定緊急避難場所や福祉避難所の開設状況の把握方法やタイミング等を記載するよう明記。</u>

第4章 避難の誘導に関する事項

【検討会成果の反映のポイント】

- 避難先の選定理由を明記し、避難の実効性を確保することが重要である。
- 災害状況や立地条件、施設利用者の健康状態等を勘案し、複数の避難先や施設利用者に適切なケアを提供できる避難先、安全が確保できる避難ルート、適切な避難支援者数・移動手段の確保が重要である。
- 利用者の避難に必要な時間を把握し、その時間を考慮した上で、利用者の避難を開始するタイミングを定めることが重要である。
- 計画どおりに避難ができない場合に備えて、「緊急安全確保」の方法を定めておく必要がある。

項目	記載のポイント
(1) 避難行動の考え方	・ <u>立退き避難と屋内安全確保のどちらを選択するのか、理由を含めて記載</u>するよう明記。
(2) 避難先 (3) 避難経路	・ 不測の事態の発生を考慮し<u>複数の避難先を選定しておく必要がある</u>ことを明記。 ・ <u>施設利用者に適切なケアを提供できる避難先を選定することが必要</u>であることを明記。 ・ <u>大雨時の交通停止等も想定して、安全が確保できる避難ルートを選定</u>するよう明記。
(4) 避難方法	・ 施設利用者の健康状態に応じた避難方法を選定し、<u>施設利用者の人数に応じて支援者数や移動手段を記載</u>するよう明記。
(5) 避難に要する時間と避難開始基準	・ 施設利用者全員の<u>避難を完了するまでに要する時間を把握し、その時間を記載</u>するよう明記。 ・ <u>避難に要する時間を考慮した上で、施設利用者の避難支援を開始するタイミング</u>定めるよう明記。
(6) 緊急安全確保の方法	・ 計画に沿った避難が難しい過酷事象に遭遇した場合に、少しでも命が助かる行動をとるため、「<u>緊急安全確保</u>」の方法について記載するよう明記。

第5章 避難の確保を図るための施設の整備に関する事項

【検討会成果の反映のポイント】

- 水害、土砂災害は発災までにリードタイムがあるため早めの避難が原則であり、施設利用者の身体的負担の軽減や避難支援者の労力軽減を図るためには、避難設備として平時も利用できるエレベーターの活用が有効である。
- 停電時にはエレベーターが使用できなくなるため、停電を想定した対応をしておく必要がある。
- 施設利用者に適切なケアを提供できるよう必要な持ち出し品を定めておく必要がある。
- 屋内安全確保を選択する場合には、避難時間に応じて備蓄しておく物資等を定めておく必要がある。

項目	記載のポイント
(1) 避難に必要な設備とその確保	・ <u>避難に有効な設備の考え方について解説。</u> ・ <u>垂直避難スペースの確保やエレベーターの設置等避難に必要な整備を記載するよう明記。</u> ・ <u>停電時にはエレベーターの使用ができないため、停電を想定した対応が必要であることを明記。</u>
(2) 避難に必要な装備品や備蓄品とその確保	・ <u>利用者に適切なケアを提供できるように必要な持ち出し品等を記載するよう明記。</u> ・ <u>立退き避難先への移動に必要な車両の台数と調達方法を記載するよう明記。</u> ・ <u>屋内安全確保を選択する場合には、避難時間に応じて備蓄しておく物資等を記載するよう明記。</u>

参考：避難に必要な設備の考え方

- 水害は地震や火災とは異なり発災までにリードタイムがあるため、早めの避難が原則であるが、施設利用者の身体的負担の軽減や避難支援者の労力軽減、避難時間の短縮等を図る方法として、平時にも利用できる「エレベーター」を避難設備として確保することは有効である。
- 一方、停電が生じるとエレベーターによる避難ができなくなるため、それに備えた対応として、非常用電源の設置やエレベーターの代替となるスロープの設置、階段昇降機の設置、車椅子や担架等を支援者が持ち上げることも想定した階段幅の確保などが考えられる。
- 避難に必要な設備については、施設利用者や避難支援者の身体的負担や避難に要する時間等を考慮し、訓練結果等も参考にして個々の施設の特性に応じたものを選択する必要がある。

平時～災害時

エレベーター



施設利用者の身体的負担の軽減や避難支援者の労力軽減、避難時間の短縮等を図る方法として、平時にも利用できる「エレベーター」を避難設備として確保することは有効

停電に備えて

非常用発電機



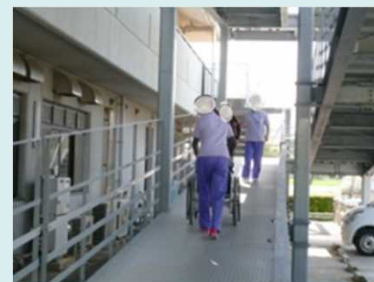
階段昇降機等



出典)
株式会社サンワ

※電力を必要としないものや蓄電池により稼働するもの

スロープ



出典：社会福祉法人 新和会

必要な階段幅の確保



出典)
社会福祉法人蓬萊会
ケアプラザ美馬

※車椅子や担架等を支援者が持ち上げることを想定した階段幅

第6章 防災教育及び訓練の実施に関する事項

【検討会成果の反映のポイント】

- 避難確保計画の内容について施設職員や避難支援協力者、施設利用者の家族へ周知するとともに、訓練に参加してもらうことが重要である。
- 防災教育を定期的かつ継続的に実施するとともに、実施にあたっては防災士等の専門家の協力を得て講習会の行う方法、ワークショップ形式で実施する方法などが有効である。
- 訓練の継続性や避難の実効性確保のためには、様々な種類の訓練を工夫して実施することが有効である。
- 訓練結果を市町村に報告することが必要であるとともに、訓練結果を踏まえて避難確保計画を見直すことが重要である。

項目	記載のポイント
(1) 避難確保計画の周知	・ <u>避難確保計画の内容を施設職員に周知するタイミングを具体的に記載するよう明記。</u> ・ <u>施設利用者が施設の利用を開始する際、施設利用者や施設利用者の家族に対して避難確保計画の内容を周知することが必要であることを明記。</u> ・ <u>避難支援協力者として定めている地域住民に対して避難確保計画の内容を周知。</u>
(2) 防災教育の実施	・ <u>施設職員に対する防災教育を定期的かつ継続的に実施するよう明記。</u> ・ <u>防災教育の実施にあたっては、防災士等の専門家の協力を得て講習会を行う方法、ワークショップ形式で実施する方法など様々な方法があることを明記。</u>
(3) 避難訓練の実施	・ <u>訓練の頻度、内容、参加者について具体的に記載するよう明記。</u> ・ <u>避難支援協力者も参加して訓練を実施することが重要であることを明記。</u> ・ <u>立退き訓練に限らず、情報伝達訓練や図上訓練など利用者の負担等を考慮して様々な種類の訓練を組み合わせ継続的に実施することが重要であることを明記。</u>
(4) 避難訓練の振り返りと避難確保計画の見直し	・ <u>訓練後の振り返り方法、避難確保計画の見直しの考え方を記載するよう明記。</u>
(5) 市町村への避難訓練結果の報告	・ <u>訓練結果の報告内容、報告時期を記載するよう明記。</u>

第9章 避難訓練の実施ガイド

- 第6章に示した避難訓練の解説に沿って具体的な訓練が実施できるよう訓練計画の立案方法等について説明。
- 市町村への訓練報告を支援するため報告様式を添付。

項目	記載のポイント
(1) 訓練実施にあたって	・ 訓練実施にあたって必要事項や当該ガイドを使うにあたっての留意事項を記載。
(2) 訓練の種類と概要	・ <u>訓練の種類やそれぞれの訓練の概要</u>について写真を用いて説明。
(3) 訓練計画の立案と訓練の実施	・ <u>訓練の実施時期、実施する訓練の種類、訓練の参加者、想定する災害シナリオの考え方</u>について説明。 ・ <u>訓練時の職員等の役割分担や人員配置の考え方</u>について説明。 ・ <u>避難先や避難経路、避難時間や避難開始基準、避難設備や装備品、備蓄品、持ち出し品</u>など訓練時に確認する事項を説明。
(4) 訓練結果の振り返りと避難確保計画の見直し	・ 訓練の参加者が参加して訓練の振り返りが重要であることを明記。 ・ <u>施設利用者の避難に要した時間を把握し、所定の時間内に避難できない場合は、計画の見直しが必要</u>であることを明記。
(5) 訓練結果の市町村への報告	・ 訓練結果の報告様式を添付。

第10章 タイムライン作成ガイド

- タイムラインは、情報収集や情報伝達、体制確立、装備品等の準備、避難誘導の実施などの防災行動を時系列で考え表形式等により事前に整理しておくもの。
- タイムラインの作成にあたっては、避難行動における留意点や課題について新たな“気づき”を得るため、多くの施設職員等が参加して作成するのが望ましい。
- タイムラインの作成又は見直しを訓練や防災教育の一環として取組む方法も考えられる。

